ITJ Lab 著作権の権利ガイド

上映権（第22条の2）

上映権は、作品を、公衆に向けて、スクリーンやディスプレイに映すことについての権利です。

概要

ひとことで言うと

上映権のイメージ



条文

条文を読む（第22条の2）と「上映」の定義

第二十二条の二（上映権）

著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。

第二条（定義）

十七　上映　著作物（公衆送信されるものを除く。）を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴つて映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。

行政資料

文化庁の説明

著作権テキストは、上映権の対象が映画に限られず、美術、言語、写真などの著作物にも及ぶと説明しています。

インターネットから入手した動画や画像を、いったんパソコンに保存してから、画面に映して公衆に見せる行為も、上映に当たるとしています。

- 文化庁「令和8年度 著作権テキスト」 15ページ（上映権）
- 文化庁「令和8年度 著作権テキスト」 18ページ（公の伝達との違い）

図解 上映と、公の伝達の違い

映しているものが、手元に保存したものか、送られてきているものか

上映（第22条の2）

- DVD やパソコンに保存した動画を映す
- 保存した画像をプロジェクターで映す

公の伝達（第23条第2項）

- 放送中のテレビ番組を、店内のテレビで見せる
- 配信されている動画を、そのまま大きな画面で見せる

まとめ

まとめ

1. 上映権は、作品を公にスクリーンや画面に映すことについての権利（第22条の2）。
2. 映画に限らず、写真や絵などにも及ぶ。
3. 放送や配信をそのまま見せるのは、上映ではなく公の伝達（第23条第2項）。

ご覧いただき、ありがとうございました

この動画は、著作権法の一般的な制度の説明です。
個別の事案についての法律相談・法的助言ではありません。
条文：著作権法（e-Gov 法令検索。取得前の仮置きを含みます）／行政資料：文化庁「著作権テキスト」ほか

itjlab.com/chosakuken